

障害者就労施設等からの調達実績の証明に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県内に住所を有する障害者就労施設等からの調達実績の証明を容易にするため、取扱いについて定めるものとする。

(証明対象)

第2条 愛知県と契約を締結しようとする企業等を対象とする。

(要件)

第3条 調達実績の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、調達実績について次の事項を満たしているものとする。

(1) 愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針で定める対象事業者からの調達実績であること。

ただし、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱による登録又は認定を受けた者に限る。

(2) 当該年度又は前年度の調達実績であること。

ただし、調達実績とは「契約書」「納品書」「請求書」「領収書」等で契約が確認できるものとし、契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む。

(申請)

第4条 申請者は、「障害者就労施設等からの調達実績証明申請書」（様式第1号）に必要な関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(審査)

第5条 知事は、前条の規定に基づく申請書類の審査を行うものとする。

2 知事は、必要があるときは、申請者に対し申請内容の確認を行うことができる。

(証明)

第6条 知事は、前条の審査の結果、申請者が第3条の要件を満たすと認めるときは、当該申請者に対し、「障害者就労施設等からの調達実績証明書」（様式第2号）を交付するとともに、「障害者就労施設等からの調達実績の証明者リスト（以下、「証明者リスト」という。）」（様式第3号）に登録する。

2 知事は、前条の審査の結果、要件を満たさないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(証明の有効期間)

第7条 証明の有効期間は、調達実績日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(証明の取消)

第8条 知事は、証明書を交付した企業等が次のいずれかに該当するとき、その証明を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により証明を受けたことが判明したとき。
- (2) 重大な法令違反等不正な行為等があったと認められたとき。
- (3) その他、前号に類する事情により、被証明者として適当でないと認められたとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月13日から施行する。